

令和2年12月

各 位

前橋税務署

## ご自宅等からの確定申告書の作成・提出について

税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、税務署では、納税者サービスの充実を図るため、更には新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、自宅等からのe-Tax・スマホ申告の推進に取り組んでおります。

つきましては、下記の方法等により、貴社の従業員等の皆様に対し、事前のID・パスワードの取得についてご周知いただくとともに、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書をご自宅等で作成し、e-Taxにより税務署へ提出していただくよう、働き掛けをお願いいたします。

### 《ご参考》

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告会場へ出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワード方式の手続を行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。なお、印刷して郵送等で提出することもできます。

### 記

#### 1 社内LANの掲示板等への掲載

社内LANを構築されインターネットが利用できる場合には、確定申告に関する各種情報が国税庁ホームページに掲載されていますので、リンク設定やリーフレット（別添）の掲示など、従業員等の皆様に情報を提供してくださるようお願いいたします。

#### 2 社内広報における配付

年末調整書類の提出時期や確定申告の提出が始まる時期に向け、社内広報として、周知用リーフレット（別添）を回覧又は従業員等の皆様に配付してくださるようお願いいたします。

##### 【リーフレット掲載場所】

関東信越国税局ホームページ ⇒ 新着情報 ⇒ 税に関する情報 ⇒ e-Tax等のリーフレットの掲載について（令和2年9月16日）

※ 当方でリーフレットをご用意することも可能ですので、下記の担当連絡先まで必要部数をご連絡ください。

#### 3 社内申告相談会又はID・パスワード発行会の開催

貴社、従業員、貴社の顧問税理士様でご協議の上、可能であれば確定申告が必要な従業員の皆様向けに、社内で申告相談会を開催し、パソコンによる申告書作成指導や税理士によるe-Tax代理送信を行っていただこうようお願いいたします。

また、従業員の皆様が税務署に出向くことなく、ID・パスワードが取得できるよう、税務署職員の派遣によるID・パスワード発行会の開催をご検討願います。

担当連絡先

前橋税務署 個人課税第一部門

Tel.027-224-4422(ダイヤルイン)

# 申告書の作成・送信は自宅で 国税庁ホームページから！

## STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



確定申告書等作成コーナーの利用率

利用率

3人に2人が利用

## STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー メニュー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。  
記載のない控除は、後の控除の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額（円）

B. 源泉徴収税額（円）  
※ 2段で記載されている場合、下の段の金額

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。  
記載のない控除は、後の控除の入力画面から入力してください。

①支払金額 円

②源泉徴収税額  
2段で記載されている場合、下の段の金額  
円

③源泉徴収税額が2段で記載（内書き）④  
2段で記載されている場合、上の段の金額

⑤「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「配偶者(特別)控除の額」のいずれかの記載  
0の場合は「なし」を選択してください。  
あり なし

画面例  
令和元年分 給与所得の源泉徴収票

スマホ専用画面

パソコン画面

※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。



## STEP 3 申告書を送信

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

#### ①マイナンバーカード



取得方法は裏面  
を見てね！



#### ②ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ

対応端末の一覧はこちらから！

### IDとパスワードで送信

#### 重要書類

ID・PW  
が目印

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID-PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した

ID・パスワード↓

利得書類登録番号 (半角数字・16桁)	1111	1111	1111	1111
対応番号 (半角英数字小文字)	a12345678			

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

# 国税庁ホームページはこんなに便利！

## マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「マイナポータル」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

## Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。

また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

## 困ったら"ふたば"にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員  
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問い合わせください。



スマホでの相談  
はごちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

## マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。



### マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請  
はごちらから！

マイナンバーカード 取得方法



# 進化するスマート申告！

## ～5つのステップで手続完結！～



### STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

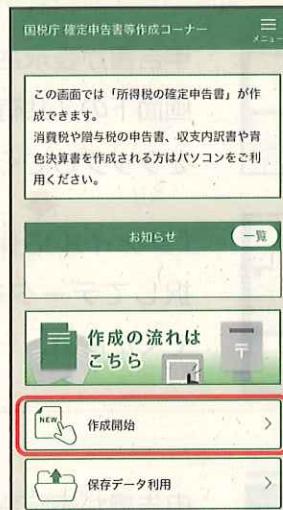
iPhoneの方



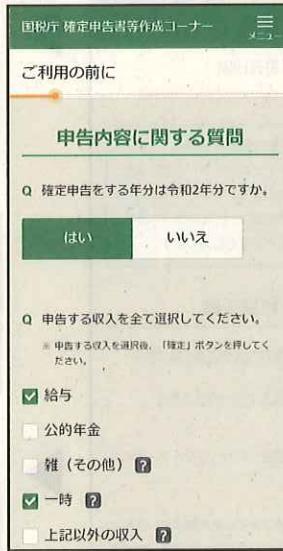
Android™の方



インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

### STEP 2 提出方法を選択

#### 提出方法の選択

Q 提出方法を選択してください。

e-Tax (マイナンバーカード方式) ?

e-Tax (ID・パスワード方式) ?

書面

#### ○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対応端末の一覧はこちら→

#### ○ID・パスワード方式

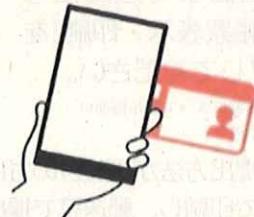
「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)

\* マイナンバーカードや完了通知をお持ちでない方は、裏面下のカードの取得方法又は完了通知の発行をご確認ください。

#### マイナンバーカード方式

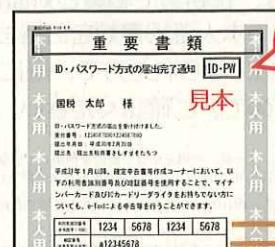


画面の案内に従って、「マイナポータルAP」をインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

#### ID・パスワード方式



ID・PW  
が目印

ID (利用者識別番号)  
1234567812345678

パスワード (暗証番号)  
a12345678

完了通知に記載されている  
ID・パスワードを入力してください。

## STEP 3 金額などを入力

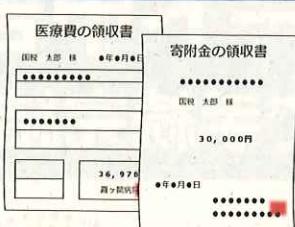
### 収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

※ マイナンバーカードを使ってマイナポータルから生命保険料控除証明書などの情報を取得することで、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

### 控除の入力



医療費や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。(※)

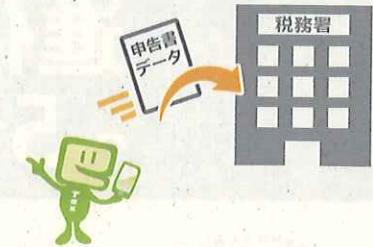
### 氏名等の入力

マイナンバーをお忘れなく!



氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

※ 提出方法が「書面」の方はSTEP5へ



e-Taxで送信してください。

## STEP 5 申告書データを保存

国税庁 確定申告書等作成コーナー

送信票兼送付書等印刷

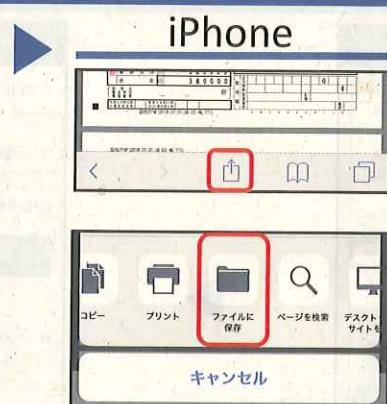
後で申告内容を確認する場合、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要になります。  
申告書等のPDFファイルについては保存しておくことをお勧めします。

**印刷手順**

帳票の印刷・保存方法や注意点はこちら  
プリントをお持ちでない方はこちら

1. 「帳票表示・印刷」ボタンをタップしてください。
2. 表示されたPDFファイルで共有ボタンをタップ、ファイルアドバイスを指定して保存してください。
3. 保存先から保存したPDFファイルを表示して印刷方法を選択の上、印刷してください。
4. 次の画面で送信・印刷後の確認を行ってください。

**帳票表示・印刷**

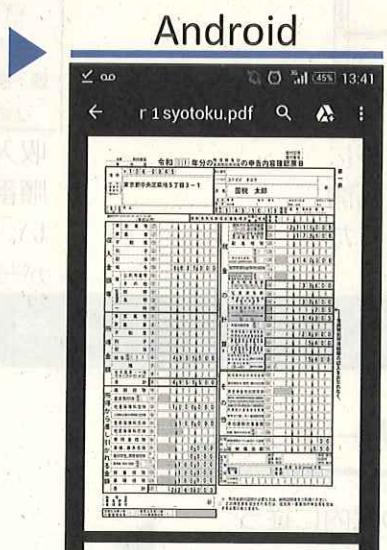


申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。



「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。

保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面は異なります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)で印刷し、郵送等で提出してください。

### i マイナンバーカードの取得方法について

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。  
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから→

マイナンバーカード 取得方法



### i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

ID・パスワード方式の届出完了通知については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。  
平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ 利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。(一部、令和元年分の画面を使用しています。)

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

・ iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

・ Android、Chrome、Chromeの名称及びロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

## 従業員の皆様に対する自宅等からの確定申告書の作成・提出について

### 【お願い事項の概要】

確定申告書を税務署へ提出される従業員の皆様に対し、お渡ししたリーフレットを社内に掲示又は従業員の皆様へ回覧していただき、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用してご自宅等で確定申告書を作成し、e-Tax（電子申告）又は印刷して郵送等により提出していただくよう働き掛けをお願いします。

また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、スマホでも利用することができ、「スマホ専用画面」により、画面の案内に従って入力するだけで確定申告書が作成できますので、ぜひご利用いただきますよう併せて働き掛けをお願いします。

### 1 リーフレットについて

#### 「申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！」リーフレット

➤ 国税庁ホームページには、ご自宅で確定申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」を用意しており、混雑する確定申告会場に出向かなくても、ご自宅等のパソコン・タブレット端末・スマホから24時間いつでも利用することができます。

作成した申告書はe-Tax（電子申告）又は印刷して郵送等により提出することができます。

なお、e-Taxをご利用いただく場合、「マイナンバーカードを使って送信（マイナンバーカード方式）」と「IDとパスワードで送信（ID・パスワード方式）」の2種類の方法があります。

「ID・パスワード方式」でご利用いただくID・パスワードは、申告者ご本人と対面による本人確認後に発行しておりますが、**全国どこの税務署でも発行しており、例えば、勤務先近くの税務署においても取得することができます。**

また、「ID・パスワード方式」によれば、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方でも申告書を印刷・郵送することなく、e-Taxにより申告書を提出することができます。

➤ 「確定申告書等作成コーナー」の「スマホ専用画面」は、令和2年1月からご利用いただける方を給与所得者や年金所得者等に拡大しているほか、全ての所得控除に対応するなど、利便性が大幅に向上しています。

画面の案内に従って入力するだけで申告書を作成できますので、ぜひご利用ください。

➤ また、「スマホ専用画面」で申告書を作成した場合も、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマホをお持ちの方は「マイナンバーカード方式」、ID・パスワードをお持ちの方は「ID・パスワード方式」によりe-Taxで提出することができます。

マイナンバーカード方式によるスマホ申告についても、利便性が向上しておりますので、マイナンバーカードの取得についてもご検討をお願いいたします。

➤ スマホ申告については、併せてお渡しする「進化するスマート申告～5つのステップで手続完結！～」リーフレットもご覧ください。

➤ 「ダイレクト納付をご利用ください」リーフレットについても、併せてご覧ください。

## 2 従業員の皆様への周知・広報について

### ➤ リーフレットの掲示・回覧・配付等

お渡ししたリーフレット①「申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！」、②「進化するスマート申告～5つのステップで手続完結！～」、③「ダイレクト納付をご利用ください」について、下記の方法等により、従業員の皆様への周知・広報をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、インターネットがご利用できる場合には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へのリンク設定も併せてお願いいたします。

また、リーフレットについては、国税庁ホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。

○ 確定申告の準備が始まる令和2年12月上旬から令和3年3月中旬までの間

⇒ 社内LAN等を活用した掲示又は従業員の皆様への回覧

○ 年末調整関係書類の提出時期や確定申告の提出が始まる令和3年1月上旬

⇒ 社内広報として従業員に配付又は総務課等の窓口への備付け

### ➤ 社内説明会等の開催

従業員の皆様がご自宅等から確定申告書を作成するための社内説明会等の開催について、ご検討をお願いいたします。

#### 【ホームページ掲載場所】

➤ 関東信越国税局ホームページ ⇒ 新着情報 ⇒ 税に関する情報 ⇒

e-Tax等のリーフレットの掲載について（令和2年9月16日） ⇒

・申告書の作成・送信は自宅で国税庁ホームページから！

・進化するスマート申告～5つのステップで手続完結！～

➤ 関東信越国税局ホームページ ⇒ 新着情報 ⇒ 税に関する情報 ⇒

e-Tax等のリーフレットの掲載について（令和2年9月16日） ⇒

その他リーフレット（国税庁ホームページへのリンク） ⇒

・ダイレクト納付をご利用ください

## 3 アンケートのご協力について

今回のお願いにつきまして、皆様から広くご意見を頂戴し、今後の取組の参考とさせていただくため、アンケートにご協力ををお願いいたします。

同封しております「従業員の自宅等からの確定申告に関するアンケート」にご回答いただき、お手数をお掛けしますが、令和3年1月12日（火）までに返信用封筒にて郵送いただきますようお願いいたします。

国税に関するご相談・ご質問は、まずは電話にてお問合せください。

税務署窓口でのご相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として事前予約とさせていただいております。